2　令第一条第三号の農林水産大臣の定める基準は、次のとおりとする。
一　代表者の選任の手続を明らかにしていること。
二　水産業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
三　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
四　会費又は漁業近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。
（漁業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間）
第二条　令第二条の表の第四号の資金の種類の欄に規定する農林水産大臣が定める養殖施設は、はえ縄式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設及び小割り式養殖施設とする。
2　令第二条の表の第五号の資金の種類の欄に規定する農林水産大臣が定める水産動植物は、あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、ずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに（以下「指定水産動植物」という。）とする。
3　令第二条の表の第五号の資金の種類の欄に規定する農林水産大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。
一　養殖の用に供する指定水産動植物（とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入（自らその種苗を育成する場合に限る。）又は育成に必要な資金
二　増殖の用に供するあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入（自らその種苗を放流する場合又は自らその種苗を育成した後に他人に放流させる場合に限る。）又は育成（放流までの間自らその種苗を育成する場合に限る。）に必要な資金
4　令第二条の表の第五号の据置期間の欄に規定する農林水産大臣が指定する資金は、ぶり、ほたてがい又は真珠貝（施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の種苗の購入又は育成に必要な資金とする。
5　令第二条の表の第六号の資金の種類の欄に規定する農林水産大臣が定める施設は、漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設とする。
6　令第二条の表の第六号の償還期限の欄に規定する農林水産大臣が指定する期間は、二十年とする。
7　令第二条の表の第七号の資金の種類の欄に規定する農林水産大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。
一　漁場改良造成施設資金（漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
二　共同利用船舶資金（漁業近代化資金融通法（以下「法」という。）第二条第一項第六号から第九号までに掲げる者が行う漁業者又は水産加工業者の共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に必要な資金（令第二条の表の第一号及び第二号に掲げる資金を除く。）をいう。）
三　水産物公害防止施設資金（水産物の処理又は加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
四　海浜等環境活用施設資金（海浜等環境活用施設（釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直売施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。）の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
イ　漁家民宿施設にあっては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄県の区域その他農林水産大臣が別に定める地域（以下「離島振興対策実施地域等」という。）内に住所を有する法第二条第一項第一号に掲げる者が設置する宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設その他の附帯施設を含む。）であって、次に掲げる要件を満たすものと都道府県知事が認めたものであること。
(1)　当該施設を設置しようとする者が次に掲げる要件を満たす者であること。
(i)　当該離島振興対策実施地域等に引き続き定住をして漁業を営む意欲を有する者であって、その営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者であること。
(ii)　その保有する土地又は家屋を用いて当該施設を改良し、又は造成する者であること。
(2)　附帯施設がある場合にあっては、当該附帯施設が、本体施設（当該施設のうち附帯施設以外の部分をいう。以下同じ。）の機能を発揮させる上で必要不可欠であり、かつ、その規模が本体施設の利用者の数その他の事情に照らして過大でないものであること。
ロ　遊漁船にあっては、離島振興対策実施地域等内に住所を有する法第二条第一項第一号若しくは第三号に掲げる者又は離島振興対策実施地域等の全部若しくは一部をその地区とする同項第六号に掲げる者であって、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第四条第一項に規定する遊漁船業者の登録を受け、又は受けることが確実と見込まれるものが改造し、建造し、又は取得する総トン数二十トン未満のものであること。
ハ　屋内外調理施設にあっては、離島振興対策実施地域等の全部若しくは一部をその地区とする法第二条第一項第六号若しくは第七号に掲げる者又は離島振興対策実施地域等に引き続き定住をして漁業を営む意欲を有する同項第一号に掲げる者であってその営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者が設置するものであること。
ニ　イからハまでに規定する施設以外の施設にあっては、農林水産大臣が別に定める要件を満たすものであること。
五　漁村給排水施設資金（漁村給排水施設（共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設及び水質汚濁が漁業生産に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置される浄化槽並びにこれらと一体的に整備される排水管その他の屋外施設並びに当該屋外施設と一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる者が設置するものをいう。）の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。以下同じ。）
六　漁家住宅資金（離島振興対策実施地域等内に住所を有する法第二条第一項第一号又は第四号に掲げる者が、次のいずれかに該当する場合において行う住宅の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。以下同じ。）
イ　漁業後継者であって、婚姻のために新たにその住宅を造成する場合（自らの居室を設けるためにその住宅を改良する場合を含む。）
ロ　漁業又は水産加工業に伴って生ずる公害の防止のために移転する場合
ハ　国、都道府県又は市町村の作成した計画に基づく事業の実施に伴い移転する場合
七　初度的経営資金（漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金又は沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項に規定する経営等改善資金若しくは同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金の融通を受けて次に掲げる取組のために漁船の改造、建造若しくは取得又は施設の改良、造成若しくは取得を行う者が、当該取組の初期の段階に要する資金をいう。以下同じ。）
イ　漁業の種類の転換
ロ　経営規模の拡大